

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

条 例

○愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例	第55号	(総務部総務課)	986
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第56号	(税務課)	987
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第57号	(市町村課)	988
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	第58号	(職員厚生課)	993
○出頭人の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	第59号	(自然環境課)	993
○愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例	第60号	(同)	993
○認定こども園の認定基準を定める条例の一部を改正する条例	第61号	(子育て支援課)	994
○食品衛生に係る営業の基準に関する条例の一部を改正する条例	第62号	(生活衛生課)	996
○愛知県技術開発交流センター条例の一部を改正する条例	第63号	(地域産業課)	999
○職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第64号	(新産業課)	1000
○特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例	第65号	(河川課)	1000
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第66号	(住宅計画課)	1001
○愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例	第67号	(公営住宅課)	1002
○地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	第68号	(障害福祉課)	1007
○緊急雇用創出事業基金条例の一部を改正する条例	第69号	(就業促進課)	1007

本号で公布された条例のあらまし

◇愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例 (条例第55号)

- 次のとおり、「東三河県庁」の核となる行政機関として東三河総局を設置し、その名称、位置及び所管区域を定めること等とした。
 - 東三河県民事務所及び新城設楽山村振興事務所を廃止し、東三河総局を設置すること。
 - 東三河総局の所掌事務を分掌させるため、新城設楽振興事務所を設置すること。
- この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例 (条例第56号)

1 個人の県民税

個人の県民税の税額控除の対象を、特定非営利活動法人のうち認定を受けたものに対する寄附金に加え、仮認定特定非営利活動法人(設立5年目までの新設法人等で認定の基準の一部を満たしていないが仮認定を受けたもの)に対する寄附金に拡大することとした。

2 不動産取得税

土地改良法等の一部改正に伴い、不動産取得税に係る規定の整理を行うこととした。

3 その他必要な規定の整備を行うこととした。**4 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日及び同年4月1日から施行することとした。****◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第57号）****1 旅券法に基づき一般旅券の発給の申請を受理する等の事務を春日井市始め6市町村に移譲する等市町村が処理することとする知事の権限に属する事務の追加等を行うこととした。****2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。****◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第58号）****1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、介護補償に係る規定の整理を行うこととした。****2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、一部については、平成24年4月1日から施行することとした。****◇出頭人の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）****1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、費用弁償の対象者に係る規定の整理を行うこととした。****2 この条例は、公布の日から施行することとした。****◇愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第60号）****1 国及び他の地方公共団体が愛知県立自然公園に関する公園事業の一部を執行する場合等における知事への協議について、知事の同意を要しないこととした。****2 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。****◇認定こども園の認定基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第61号）****1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、同法で定められていた認定こども園の認定の要件を条例で定めることとされること等に伴い、条例で定めている認定こども園の施設の設備及び運営に関する認定基準を認定の要件とするほか、次のとおり認定の要件を定めることとした。**

(1) 認定こども園の認定に係る施設が、幼保連携型施設、幼稚園型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設のいずれかに該当するものであること。

(2) 子育て支援事業を行うこと。

(3) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を行うこと。

2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。**◇食品衛生に係る営業の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）****1 条例の題名を「愛知県食品衛生条例」に改めることとした。****2 牛の生食用食肉の加工又は調理を行う場合における営業施設についての基準及び営業施設の届出に係る規定の整備を行うこととした。****3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。****◇愛知県技術開発交流センター条例の一部を改正する条例（条例第63号）****1 第一研修室の使用料の額を引き下げることとした。****2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。**

◇職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 愛知県産業技術研究所の名称をあいち産業科学技術総合センターに改めることに伴い、特殊現場作業手当の支給に係る規定の整理等を行うこととした。
- 2 あいち産業科学技術総合センターに新たに機器等を導入することに伴い、分析、試験、鑑定等手数料のうち、機器分析に係る手数料の上限額を引き上げることとした。
- 3 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 二級河川境川流域及び二級河川猿渡川流域を新たに特定都市河川流域に指定することに伴い、当該特定都市河川流域の区域（名古屋市及び豊田市の区域を除く。）内における許可を要する雨水浸透阻害行為の規模を500㎡以上とすることとした。
- 2 1の特定都市河川流域の区域内における500㎡以上1,000㎡未満の規模の雨水浸透阻害行為に対する対策工事の計画についての技術的基準に係る降雨を緩和することとした。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第66号）

- 1 新たにサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請手数料及び同登録更新申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請手数料を廃止することとした。
- 3 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。

◇愛知県県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 公営住宅法に基づき、愛知県住宅供給公社が普通県営住宅又は共同施設の管理の一部を県に代わって行うことができることとした。
- 2 1の規定に基づいて行う管理の範囲は、公営住宅法第3章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）とした。
- 3 本宿住宅（岡崎市）及び長根住宅（半田市）について、公営住宅法第45条第2項の規定による特定普通県営住宅として取り扱わないこととした。
- 4 次に掲げる特別県営住宅について、公営住宅に準じて管理を行う県営住宅として取り扱うこととした。

名 称	所 在 地
清船南住宅	名古屋市中川区
忠道公園住宅	名古屋市南区
幸心住宅	名古屋市守山区
万場山住宅	名古屋市緑区
外根住宅	豊田 市
美園住宅	安 城 市
北外山住宅	小 牧 市
城山第二住宅	小 牧 市
三好丘旭住宅	み よ し 市

- 5 公営住宅に準じて管理を行う県営住宅について、普通県営住宅に係る規定を準用することとした。
- 6 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）による公営住宅法の一部改正に伴い、同法で定められていた入居者資格のうち同居親族要件が廃止されることに伴い、引き続き同居親族要件を定めることとした。
- 7 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第68号）

- 1 地域自殺対策緊急強化基金の存続期限を平成25年12月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇緊急雇用創出事業基金条例の一部を改正する条例（条例第69号）

- 1 緊急雇用創出事業基金の存続期限を平成26年3月31日まで延長することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十五号

愛知県行政機関設置条例の一部を改正する条例

愛知県行政機関設置条例（平成十三年愛知県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（東三河総局）

第一条の二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第百五十五条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、東三河総局を設置する。

2 東三河総局の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
愛知県東三河総局	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市及び北設楽郡の区域

3 知事は、東三河総局の所掌事務を分掌させるため、新城設楽振興事務所を設置する。

第二条の見出しを「（県民事務所）」に改め、同条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び山村振興事務所」を削り、同項の表愛知県新城設楽山村振興事務所の項及び愛知県東三河県民事務所の項を削り、同条中第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「県民事務所」を「愛知県東三河総局」に、「山村振興事務所」を「県

民事務所」に改め、同項第二号中「若しくは」の下に「愛知県東三河総局、」を加え、「若しくは山村振興事務所」を削り、「又は」の下に「愛知県東三河総局若しくは」を加える。

愛知県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県県税条例の一部を改正する条例

愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の五第四号中「第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされる支出金」を「第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」に、「認定特定非営利活動法人」を「同条第一項に規定する認定特定非営利活動法人等」に改め、同条第五号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

附則第七条第十一項中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、同条第十五項中「第九十六条の四」を「第九十六条の四第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の改正規定 公布の日

二 第四十二条の五第四号の改正規定（「認定特定非営利活動法人」を「同条第一項に規定する認定特定非営利活動法人等」に改める部分に限る。）及び附則第三項の規定 平成二十四年四月一日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例（前項各号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の愛知県県税条例第四十二条の五の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における同条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の愛知県県税条例第四十二条の五の規定を適用する。

(愛知県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 愛知県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年愛知県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「改正後」を「愛知県県税条例の一部を改正する条例(平成二十三年愛知県条例第五十六号)による改正後」に、「第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改める。

(愛知県県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 前項の規定による改正後の愛知県県税条例の一部を改正する条例附則第三項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十七号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例(平成十一年愛知県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。
本則中「別表第八」を「別表第九」に改める。

別表第一中「名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、東浦町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町及び豊根村」を「各市町村」に改める。

別表第二の一の項中「一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町及び幸田町」を「各市町村(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。)」に改める。

別表第八の五の項中「北名古屋市」の下に、「あま市」を加え、「及び扶桑町」を「扶桑町、東浦町、設楽町及び豊根村」に改め、同表の十一の項中「及び岩倉市」を「岩倉市及び田原市」に改め、同表の二十九の項中「犬山市」を「刈谷市、安城市、犬山市」に、「岩倉市」を「東海市、大府市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市」に、「あま市」を「みよし市、あま市、東郷町」に、

「及び大治町」を「大治町及び東浦町」に改め、同表の三十一の項(二)中「第三十九条の七第九項及び第三十九条の百六第二項」を削り、同項(三)中「第三十九条の七第十一項及び第三十九条の百六第四項」を削り、同表を別表第九とする。

別表第七に次の二項を加える。

三 農地法(以下この項において「法」という。)及び農地法施行令(昭和二十

七年政令第四百四十五号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(一) 法第四条第一項の規定により農地の転用の許可をすること。

(二) 法第四条第三項(同条第六項並びに法第五条第三項及び第五項において準用する場合を含む。)の規定により愛知県農業会議の意見を聴くこと。

(三) 法第四条第四項の規定により許可に条件を付けること。

(四) 法第四条第五項の規定により国又は都道府県が行う農地の転用について当該国又は都道府県と協議をすること。

(五) 法第五条第一項の規定により農地又は採草放牧地の転用のための所有権の移転等の許可をすること。

(六) 法第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定により許可に条件を付けること。

(七) 法第五条第四項の規定により国又は都道府県が行う農地又は採草放牧地の転用のための所有権等の取得について当該国又は都道府県と協議をすること。

(八) (一)から(七)まで及び(十一)から(十四)までに掲げる事務に伴い、法第四十九条第一項の規定により職員に他人の土地等に立ち入って調査させ、測量させ、又は竹木等を除去させ、若しくは移転させること。

(九) 法第四十九条第三項の規定により通知し、又は公示すること((八)に掲げる事務に係るものに限る。)

(十) (一)から(九)まで及び(十一)から(十六)までに掲げる事務に伴い、法第五十条の規定により愛知県農業会議又は農業委員会から報告を徴すること。

(十一) 法第五十一条第一項の規定により許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事等の停止を命じ、若しくは原状回復等の措置を講ずべきことを命ずること。

(十二) 法第五十一条第三項の規定により自ら原状回復等の措置を講じ、及び当該措置を講ずべき旨等を公告すること。

(十三) 法第五十一条第四項の規定により原状回復等の措置に要した費用について違反転用者等に負担させること。

(十四) 法附則第二項の規定により農林水産大臣に協議すること。

(十五) 政令第七条第一項ただし書及び第三項の規定により知事を経由して農林水産大臣に提出される申請書を受け付け、及び意見を付して農林水産大臣に送付すること。

(十六) 政令第十五条第一項ただし書及び同条第二項において準用する政令第七条第三項の規定により知事を経由して農林水産大臣に提出される申請書を受け付け、及び意見を付して農林水産大臣に送付すること。

岡崎市

四 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (一) 法第十五条の二第一項の規定により農用地区域内における開発行為の許可をすること。
- (二) 法第十五条の二第五項の規定により許可に条件を付すること。
- (三) 法第十五条の二第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により愛知県農業会議の意見を聴くこと。
- (四) 法第十五条の二第七項の規定により国又は地方公共団体が行う農用地区域内における開発行為について当該国又は地方公共団体と協議をすべし。
- (五) 法第十五条の三の規定により開発行為の中止等を命ずること。
- (六) 法第十五条の四第一項の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告すること。
- (七) 法第十五条の四第二項の規定により勧告に従わない旨等を公表するべし。

別表第七を別表第八とする。

別表第六の四の項及び五の項中「名古屋市」の下に「豊橋市」を加え、同表の六の項中「岡崎市」を「豊橋市、岡崎市」に改め、同表の八の項中「田原市」の下に「長久手市」を加え、同表を別表第七とする。

別表第五の三の項中「一の市町の区域内に在る墓地及び納骨堂に係るものに限る。」を削り、同項（一）中「及び」を「又は」に改め、同項（二）中「及び」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改め、同項（三）中「及び」を「又は」に改め、同項（四）中「及び」を「若しくは」に、「法第十条の規定による」を「（一）若しくは（二）の」に改め、同項中「及び豊山町」を「東郷町、豊山町、阿久比町、設楽町及び豊根村」に改め、同表中四十三の項を四十四の項とし、四の項から四十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次の一項を加える。

四 墓地、埋葬等に関する法律（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (一) 法第十条第一項の規定により火葬場の経営の許可をすること。
- (二) 法第十条第二項の規定により火葬場の施設の変更又は火葬場の廃止の許可をすること。
- (三) 法第十八条第一項の規定により職員に火葬場に立ち入り、施設等を検査させ、又は火葬場の管理者から必要な報告を求めること。
- (四) 法第十九条の規定により火葬場の施設の整備改善等を命じ、又は（一）若しくは（二）の許可を取り消すこと。
- (五) （一）から（四）までに掲げる事務に伴う法の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの

東郷町、阿久比町、設楽町及び豊根村

別表第五を別表第六とする。

別表第四の十一の項中（六）を（十三）とし、（十三）の次に次のように加える。

(十四) (一) から (六) まで及び (十二) に掲げる事務に伴い、条例第百四条第一項の規定により必要な報告を求め、又は職員に工場等その他の場所に立ち入り、必要な帳簿書類等を検査させること。

別表第四の十一の項中 (五) を (十一) とし、(十一) の次に次のように加える。

(十二) 条例第百二条第一項の規定により氏名等を公表すること(条例第十六条第一項(粉じん発生施設に係る部分に限る。)の規定の違反及び条例第二十條第一項(粉じん発生施設に係る部分に限る。)の規定による命令の違反に係るものに限る。)

別表第四の十一の項中 (四) を (十) とし、(一) から (三) までを六号ずつ繰り下げ、同項に (一) から (六) までとして次のように加える。

- (一) 条例第七条第二項の規定により粉じん発生施設の設置の届出を受理すること。
- (二) 条例第八条第二項の規定により粉じん発生施設の使用の届出を受理すること。
- (三) 条例第九条第二項の規定により粉じん発生施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- (四) 条例第十三条第二項の規定により粉じん発生施設の設置等の届出をした者の氏名の変更等の届出を受理すること。
- (五) 条例第十四条第三項の規定により粉じん発生施設の設置等の届出をした者の地位の承継の届出を受理すること。
- (六) 条例第二十條第一項の規定により粉じん発生施設について条例第十六条第一項の基準に従うべきことを命じ、又は粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずること。

別表第四の十三の項 (二)、(四)、(六) 及び (十) 中「粉じん発生施設又は」を削り、同項 (一) 中「粉じん発生施設」を削り、同項 (十三) 中「より」の下に「炭化水素系物質発生施設について」を加え、「粉じん発生施設若しくは」を削り、同項 (二十二) 中「第十六条第一項」及び「第二十條第一項」の下に「(炭化水素系物質発生施設に係る部分に限る。)」を加え、同表を別表第五とする。

別表第三の二の項中「岩倉市」を「豊橋市、岩倉市」に改め、同表を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(県民生活部関係)

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)及び旅券法施行規則(平成元年外務省令第十一号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(別に規則で定める場合に係るものを除く。)

- (一) 法第三条第一項の規定により一般旅券の発給の申請を受理すること。

春日井市、豊川市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村

- (一) 法第三条第二項ただし書の規定により申請者の身分上の事実を確認するため特に必要があると認めること。
- (二) 法第三条第二項第二号の規定により申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。
- (三) 法第三条第三項の規定により申請者が人違いでないこと等を確認し、及びこれを立証する書類の提示又は提出を求めること（省令第二条第三項の規定により書類の提示又は提出を求めることを含む。）。
- (四) 法第八条第一項（法第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により申請者等の出頭を求めて一般旅券を交付すること。
- (五) 法第八条第三項及び省令第七条第三項の規定により申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。
- (六) 法第十条第一項ただし書の規定により一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。
- (七) 法第十二条第一項の規定により一般旅券の査証欄の増補の申請を受理すること。
- (八) 法第十七条第一項及び第二項の規定により一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理すること。
- (九) 法第十七条第三項の規定により届出者が人違いでないこと等を確認し、及びこれを立証する書類の提示又は提出を求めること（省令第十五条第三項において準用する省令第二条第三項の規定により書類の提示又は提出を求めることを含む。）。
- (十) 法第十九条第五項の規定により一般旅券の返納を受理すること。
- (十一) 法第十九条第六項の規定により返納を受けた一般旅券を還付すること。
- (十二) 省令第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により配偶者等を通じて一般旅券の発給、記載事項の訂正又は査証欄の増補の申請をする旨の申出を受理すること。
- (十三) 省令第三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により書類又は資料の提示又は提出を求めること（十三）の申請をする場合に係るものに限る。）。
- (十四) 省令第七条第五項（省令第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により書類又は資料の提示又は提出を求めること（渡航先の追加をした一般旅券を交付する場合に係るものを除く。）。
- (十五) 省令第十一条第二項第三号の規定により署名することが困難な者と認めること。
- (十六) 省令第十一条第三項第四号の規定により発給申請者に代わり記名することが適当な者と認めること。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第八の三十一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十九号

出頭人の費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

出頭人の費用弁償等に関する条例（昭和二十八年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十六号中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十号

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例

愛知県立自然公園条例（昭和四十三年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第四項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第五項中「前項の」の下に「協議書又は」を加え、同条第六項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第七項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第八項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十一条第一項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第十三条第一項中「第九条第二項の同意又は同条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第二項の同意又は同条第三項」を「第九条第三項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の愛知県立自然公園条例第九条第二項の同意を得ようとしていた者の申請書及びその添付書類は、改正後の愛知県立自然公園条例第九条第四項の規定による協議書及び同条第五項の規定による添付書類とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の愛知県立自然公園条例第九条第六項の同意を得ようとしていた者の申請書及びその添付書類は、改正後の愛知県立自然公園条例第九条第七項の規定による協議書及び同条第八項において準用する同条第五項の規定による添付書類とみなす。

認定こども園の認定基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十一号

認定こども園の認定基準を定める条例の一部を改正する条例

認定こども園の認定基準を定める条例（平成十八年愛知県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定の要件」に改める。

第一条中「第三条第一項第四号及び第二項第三号」を「第三条第一項及び第三項」に、「同条第一項及び第二項」を「認定こども園」に、「基準（以下「認定基準」という。）」を「要件」に改める。

第二条の見出しを「（認定要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第三条第一項及び第三項の条例で定める要件（以下「認定要件」という。）は、認定こども

園の認定に係る施設が次の各号のいずれかに該当するものであること及び次条から第十条までに定める認定要件とする。

第二条第一号中「幼保連携型認定こども園 幼稚園」を「幼保連携型施設（幼稚園）」に、うち、次に掲げる要件」を「であって、次」に、「であって、法第三条第二項の認定を受けたものをいう。」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「幼稚園型認定こども園 次」を「幼稚園型施設（次）」に、「であって、法第三条第一項又は第二項の認定を受けたものをいう。」を「以下同じ。）」に改め、同号口中「に掲げる要件」を削り、同条第三号中「保育所型認定こども園 児童福祉法」を「保育所型施設（児童福祉法）」に、「であって、法第三条第一項の認定を受けたものをいう。」を「をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四号中「地方裁量型認定こども園 児童福祉法」を「地方裁量型施設（児童福祉法）」に、「であって、法第三条第一項の認定を受けたものをいう。」を「をいう。以下同じ。）」に改める。

第三条から第五条まで（各条の見出しを含む。）の規定中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「認定基準」を「認定要件」に改め、同項第二号ただし書中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「幼保連携型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第三号ただし書中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「幼保連携型認定こども園、幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第四号ただし書中「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型施設」に、「保育所型認定こども園」を「保育所型施設」に、「地方裁量型認定こども園」を「地方裁量型施設に係る認定こども園」に、「幼稚園型認定こども園」を「幼稚園型施設」に改め、同項第五号ただし書中「幼稚園又は保育所等が幼保連携型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合（「及び」に限る。）」を削り、同条第二項中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「幼保連携型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同条第五号中「保育所型認定こども園」を「保育所型施設」に改め、同項第五号中「保育所型認定こども園」を「保育所型施設」に改める。

第七条及び第八条（各条の見出しを含む。）中「認定基準」を「認定要件」に改める。

第九条の見出し中「認定基準」を「認定要件」に改め、同条中「認定基準は、次のとおり」を「認定要件は、次に掲げる基準を満たす子育て支援事業を行うこと」に改め、同条第一号中「子育て支援事業の」を削り、「こと。」を「ものであること。」に改め、同条第二号中「こと」を「ものであること」に改める。

第十条（見出しを含む。）中「認定基準」を「認定要件」に改め、同条第十号ただし書中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園における」を削り、同条に次の一号を加える。

十一 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示を行うこと。

附則第二項の前の見出し及び附則第四項の見出し中「認定基準」を「認定要件」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

食品衛生に係る営業の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十二号

食品衛生に係る営業の基準に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生に係る営業の基準に関する条例（平成十二年愛知県条例第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛知県食品衛生条例

第二条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出）

第四条 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用として販売（法第五条に規定する販売をいう。以下同じ。）の用に供するものに限る。以下同じ。）を加工し、又は調理して供与する業務を営もうとする者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市の区域については、適用しない。

（規則への委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第一条中「食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十条第二項及び第五十一条の規定に基づく基準並びに生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第一中「第一条」を「第二条」に改める。

別表第二中「第二条」を「第三条」に改め、同表の二の1の(1)中「(2)」を「(2)及び(3)」に改め、同表の二の1に次のように加える。

(3) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合

イ 営業施設には、調理場が設けられ、かつ、一定の区画がされていること。

ロ 調理場には、生食用食肉取扱場が設けられ、かつ、他の設備が設けられている場所と明確に区分されていること。

ハ 生食用食肉取扱場には、専用の器具の洗浄設備及び消毒設備並びに流水式手洗い設備が設けられていること。

ニ 食肉が接触する設備及び器具は、専用のものであること。

ホ 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の加熱殺菌設備が設けられ、かつ、加熱殺菌設備には、温度計が備えられていること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加工を行わない場合は、この限りでない。

ヘ 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の冷却設備が設けられ、かつ、冷却設備は、原料肉の保存に用いられる場合には、原料肉を加熱殺菌後の肉と区分して保存することができる構造であること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加工を行わない場合は、この限りでない。

ト イからへまでに定めるもののほか、(1)のロからニまで及びへへの規定を準用すること。この場合において、(1)のニ中「調理場及び客席」とあるのは「調理場」と、(1)のへ中「摂氏十度以下」とあるのは「摂氏十度以下（生食用食肉にあつては、摂氏四度以下）」と読み替えるものとする。

別表第二の二の11の(1)中「(2)」を「(2)及び(3)」に改め、同表の二の11に次のように加える。

(3) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合

イ 営業施設には、処理場、原材料置場及び製品置場が設けられ、かつ、それぞれ一定の区画がされていること。ただし、原材料置場又は製品置場の設置については、処理量が少ない場合であつて、処理場内に原料肉又は生食用食肉を衛生的に保存することができる設備が設けられているときは、この限りでない。

ロ 処理場には、処理室が設けられていること。

ハ 処理室には、生食用食肉取扱場が設けられ、かつ、他の設備が設けられている場所と明確に区分されていること。

ニ 生食用食肉取扱場には、専用の器具の洗浄設備及び消毒設備並びに流水式手洗い設備が設けられていること。

ホ 食肉が接触する設備及び器具は、専用のものであること。

ヘ 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の加熱殺菌設備が設けられ、かつ、加熱殺菌設備には、温度計が備えられていること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加熱殺菌を行わない場合は、この限りでない。

ト 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の冷却設備が設けられ、かつ、冷却設備は、原料肉の保存に用いられる場合には、原料肉を加熱殺菌後の肉と区分して保存

することができる構造であること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加熱殺菌を行わない場合は、この限りでない。

チ イからトまでに定めるもののほか、(1)のハからホまで及びチの規定を準用すること。この場合において、(1)のチ中「摂氏十度以下」とあるのは、「摂氏十度以下（生食用食肉にあつては、摂氏四度以下）」と読み替えるものとする。

別表第二の二の12を次のように改める。

12 食肉販売業

(1) (2)に掲げる場合以外の場合

イ 営業施設には、販売場が設けられていること。

ロ 販売場には、処理室及び陳列場が設けられていること。ただし、処理室の設置については、食肉の処理を行わない場合は、この限りでない。

ハ 販売場の床は、不透水性材料で作られ、かつ、排水が十分に行われるような構造であること。

ニ 販売場の側壁は、床面から少なくとも高さ一メートルまでの部分は、不透水性材料で作られ、又は腰張りされていること。

ホ 販売場には、天井が設けられていること。

ヘ 販売場には、必要に応じて器具の洗浄設備及び消毒設備又は殺菌設備が設けられていること。

ト 販売場には、食肉を摂氏十度以下で保存することができる冷蔵設備が設けられ、かつ、冷蔵設備には、温度計が見やすい位置に備えられていること。

チ 処理室には、必要に応じて骨等を衛生的に保管することができる設備が設けられていること。

(2) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合

イ 営業施設には、販売場が設けられていること。

ロ 販売場には、処理室及び陳列場が設けられていること。

ハ 処理室には、生食用食肉取扱場が設けられ、かつ、他の設備が設けられている場所と明確に区分されていること。

ニ 生食用食肉取扱場には、専用の器具の洗浄設備及び消毒設備並びに流水式手洗い設備が設けられていること。

ホ 食肉が接触する設備及び器具は、専用のものであること。

ヘ 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の加熱殺菌設備が設けられ、かつ、加熱殺菌設備には、温度計が備えられていること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加熱殺菌を行わない場合は、この限りでない。

ト 生食用食肉取扱場には、十分な能力を有する専用の冷却設備が設けられ、かつ、冷却設備は、原料肉の保存に用いられる場合には、原料肉を加熱殺菌後の肉と区分して保存することができると構造であること。ただし、生食用食肉取扱場において生食用食肉の加熱殺菌を行わない場合は、この限りでない。

チ イからトまでに定めるもののほか、(1)のハからホまで及びトの規定を準用すること。この場合において、(1)のト中「摂氏十度以下」とあるのは、「摂氏十度以下（生食用食肉にあつては、摂氏四度以下）」と読み替えるものとする。

別表第三中「第二条」を「第三条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の愛知県食品衛生条例（以下「新条例」という。）第四条第一項に規定する業務を営んでいる者は、この条例の施行の日から三十日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

3 新条例第四条第二項の規定は、前項の規定について準用する。

4 附則第二項の規定による届出をした者は、新条例第四条第一項の規定による届出をした者とみなす。

愛知県技術開発交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十三号

愛知県技術開発交流センター条例の一部を改正する条例

愛知県技術開発交流センター条例（昭和三十九年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表研修室使用料の項中「一四、三〇〇」を「八、〇〇〇」に、「一七、二〇〇」を「一〇、七〇〇」に、「四六、一〇〇」を「二六、八〇〇」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 平成二十四年四月一日前に同日以後の愛知県技術開発交流センターの利用の許可を受けた者から当該利用に係る使用料を徴収する場合にあつては、改正前の愛知県技術開発交流センター

条例の規定にかかわらず、当該利用に係る改正後の愛知県技術開発交流センター条例に定める額の使用料を徴収するものとする。

職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び愛知県手数料条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年愛知県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「愛知県産業技術研究所」を「あいち産業科学技術総合センター」に改め、「若しくは七宝ゆう薬を加工する作業」を削る。

(愛知県手数料条例の一部改正)

第二条 愛知県手数料条例(平成十二年愛知県条例第二十号)の一部を次のように改正する。
別表第六鈹工業分析等事務の項中「愛知県産業技術研究所」を「あいち産業科学技術総合センター」に、「四一、五〇〇」を「四一、六〇〇」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十五号

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例(平成十七年愛知県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第四項」の下に「又は同条第五項において準用する同条第三項」を加え、「指定する一級河川新川流域に係る」を「指定した次に掲げる」に、「及び春日井市」を「春日井市及び豊田市」に改め、同条に次の各号を加える。

一 一級河川新川流域に係る特定都市河川流域

- 二 二級河川境川流域に係る特定都市河川流域
- 三 二級河川猿渡川流域に係る特定都市河川流域

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第六十六号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第一号中「同表備考第八号」を「同表備考第九号」に改める。

別表第八中高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務の項を削り、不動産特定共同事業許可事務の項の次に次の一項を加える。

サービス付き高齢者向け住宅登記業務		サービス付き高齢者向け住宅登記料							
サービスの戸数が十戸以下のもの	サービスの戸数が十戸以上のもの	サービスの戸数が百一戸以上のもの	サービスの戸数が七十一戸以上百戸以下のもの	サービスの戸数が五十一戸以上七十戸以下のもの	サービスの戸数が四十一戸以上五十戸以下のもの	サービスの戸数が三十一戸以上四十戸以下のもの	サービスの戸数が二十一戸以上三十戸以下のもの	サービスの戸数が十一戸以上二十戸以下のもの	サービスの戸数が十戸以下のもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二六、六〇〇	二二、八〇〇	六八、二〇〇	五六、九〇〇	四五、五〇〇	三八、〇〇〇	三四、二〇〇	三〇、四〇〇	二六、六〇〇	二二、八〇〇